



2026年 7月10日
第4号

JR東労組 
Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一

編集 情宣 担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



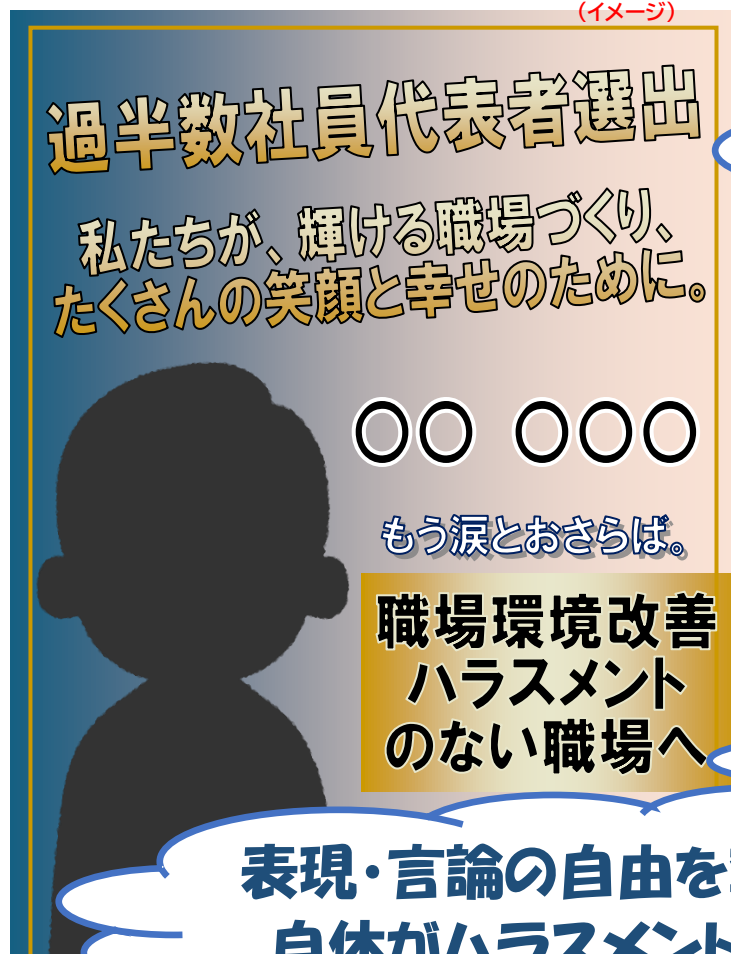
JR東労組横浜地本第31回定期大会発言

過半数代表選「表現・言論の自由」封殺

現在行われている過半数代表者選挙で、川崎事業本部における立候補者を応援する推薦者が作成する推薦ポスターに対し、会社は「疑義がある」として訂正を命じました。推薦者は、掲出が遅れてしまうため仕方なく訂正し提出し直しましたが、どこに問題があるのでしょうか？

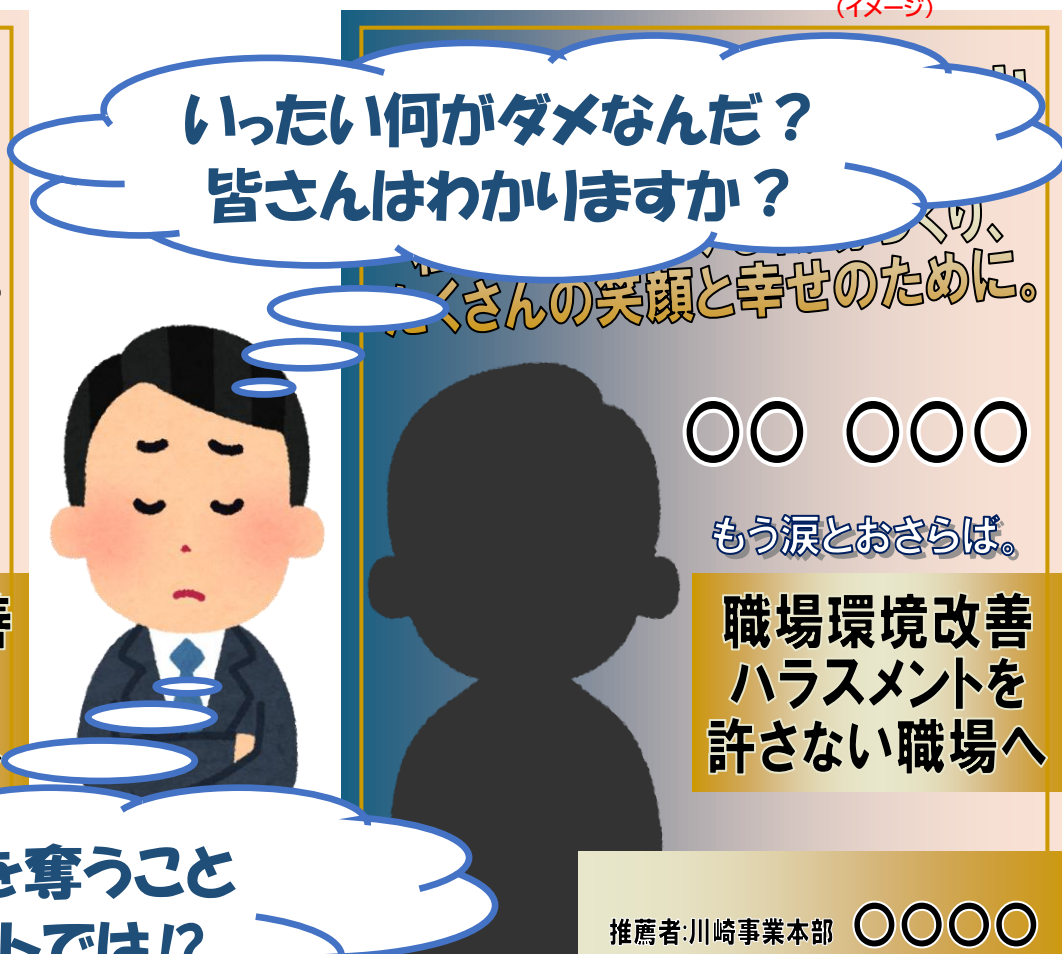
会社に指摘された推薦ポスター

(イメージ)



訂正した推薦ポスター

(イメージ)



「ハラスメントのない職場へ」は「ハラスメントのある職場!？」

会社の言い分は、「『ハラスメントのない職場へ』というところは、新しい職場になってハラスメントはない認識。ハラスメントを防止するとか許さないにならないか」というものです。ハラスメントにはカスハラなどもありますが、そもそも過半数代表者選挙は、労働者間で代表を決めるものであって、会社の介入を許すものではありません。当然、人を傷つけるようなものはあってはなりませんが、憲法で保障された「表現の自由」「言論の自由」を奪うこと自体がハラスメントと言わざるを得ません。

今年3月18日、会社は「グループガバナンスの改善に向けた取組みについて」を公表しましたが、それ以降も職場では不祥事やハラスメント事象が続いています。次号で詳しく紹介します。

JR東労組はあらゆるハラスメントを許しません！
ハラスメントが一つでもあると思う方はJR東労組推薦候補者へ！